鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年2月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県条例第5号

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例(昭和47年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後 改正前

(がけ付近の建築物)

第4条 高さが2メートルを超えるがけ(傾斜度が30 第4条 高さが2メートルを超えるがけ(傾斜度が30 度以上である土地をいう。以下同じ。) の上又は下 に建築物を建築する場合(災害危険区域内において 住居の用に供する建築物を建築する場合を除く。) において、当該建築物の位置が次に掲げる区域内で あるときは、擁壁を設けなければならない。ただ し、特定行政庁(法第2条第33号に規定する特定行 政庁をいう。以下同じ。) が建築物の構造若しくは がけの状況又はがけの崩壊を防止するための措置の 状況により安全上支障がないと認めたときは、この 限りでない。

(1)及び(2) 略

別表第3 (第13条関係)

1~16 略		
17 法第53条の	1 件につき	160,000円
2第1項第3		
号又は第4号		
(法 <u>第57条の</u>		
<u>5第3項</u> にお		
いて準用する		
場合を含		
む。) の規定		
に基づく許可		
18~38 略		
備考 略		

(がけ付近の建築物)

度以上である土地をいう。以下同じ。) の上又は下 に建築物を建築する場合(災害危険区域内において 住居の用に供する建築物を建築する場合を除く。) において、当該建築物の位置が次に掲げる区域内で あるときは、擁壁を設けなければならない。ただ し、特定行政庁(法第2条第32号に規定する特定行 政庁をいう。以下同じ。) が建築物の構造若しくは がけの状況又はがけの崩壊を防止するための措置の 状況により安全上支障がないと認めたときは、この 限りでない。

(1)及び(2) 略

別表第3 (第13条関係)

1~16 略	
17 法第53条の	1件につき 160,000円
2第1項第3	
号又は第4号	
(法 <u>第57条の</u>	
2第3項にお	
いて準用する	
場合を含	
む。) の規定	
に基づく許可	
18~38 略	

備考 略

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準 法等の一部を改正する法律(平成18年法律第92号)の施行の日から施行する。